

市長交際費の支出基準表

支出区分	支出対象等	金額等
会費・志	各種団体等の総会、懇談会、式典、祝賀会等の参加に係る経費（飲食を伴うもの）	会費相当額又は酒2升
祝金	慶事等各種行事のお祝いに係る経費	祝花又は酒2升
弔慰金	市議会議員、市行政委員等の葬儀等における生花、供物、香典等に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
見舞金	病気、負傷、災害、事故等の見舞いに係る経費	原則として10,000円
協賛金	各種大会等の開催に際し、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費（市費からの補助が無いものに限る。）	原則として5,000円
激励金	市を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費（市費からの補助が無いものに限る。）	社会通念上妥当と認められる額
会費・負担金	各種所属団体等の年会費等	各団体等において定められた額
懇談会費	市政運営に必要な意見交換、情報収集のための懇談に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
土産代	来客者又は訪問先への土産等	社会通念上妥当と認められる額
その他	その他、交際上、市長が特に支出する必要があると認められるもの	社会通念上妥当と認められる額